

定 款

コムシスホールディングス株式会社

コムシスホールディングス株式会社 定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 本公司は、コムシスホールディングス株式会社と称し、英文ではCOMSYS Holdings Corporationと表示する。

(目 的)

第2条 本公司は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 各種電気通信設備、電気設備、情報通信設備、電子機器設備及びこれらに付帯する設備の測量、設計ならびに建設、保守、改良、修理、加工
2. 土木、道路、舗装、建築、造園、管、鋼構造物、鉄筋、塗装、機械器具設置、熱絶縁、水道施設、消防施設工事業及び消防設備事業その他工作物の測量、設計ならびに建設、保守、改良、修理、加工
3. ガス、空気調節装置、冷暖房、給排水、衛生、発電設備の施設全般に関する設計、施工、保守
4. 土木、建築その他工作物を解体する工事の測量、設計、施工
5. 化学産業機器とその材料及び建築資材の製作ならびに販売
6. 建築機械器具、鉄骨、鉄塔、鉄柱の設計及び製造、販売
7. 電気機械器具の製作、修理、加工及び材料の販売
8. 道路標識、その他標識の設計、施工、製造及び材料の販売
9. 道路標示に関する設計、施工及び材料の販売
10. 廃棄物・建設副産物の収集、運搬、処理、再利用、再資源化、環境汚染物質の除去ならびにこれらに関する調査、企画、設計、監理
11. 電気供給事業及び熱供給事業
12. エネルギーの販売及び販売代理業
13. 倉庫業
14. 事務用機器の製造ならびに販売
15. 食料品、日用雑貨等の各種物品の販売
16. 印刷業
17. 前各号に関連する機材、機器類及びその材料の研究、製造、製作、修理、加工、賃貸、販売及び輸出入業務

18. 各種情報通信システムの企画、設計、建設、保守、改良及びそれらに関する指導教育
19. 情報通信システム機器、情報処理機器の販売、修理、加工及び輸出入業務
20. 情報処理サービス、情報提供サービス、通信提供サービスの各事業
21. ソフトウェア業
22. 電気通信事業
23. 広告宣伝事業
24. 各種業務の業務受託
25. 前各号に関連するコンサルティング業務
26. 労働者派遣事業
27. 職業紹介事業
28. 測量業
29. 運送業
30. 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介ならびに土地の造成
31. スポーツ施設、教養文化施設等の各種施設の運営及び管理業
32. 電気事業法第57条の2による一般用電気工作物の調査業務
33. 自動車部品の開発、製造、販売及び修理
34. 古物売買業
35. 自動車の貸渡業
36. 損害保険代理業
37. 生命保険の募集に関する業務
38. 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
39. 石油類の販売
40. 警備業
41. 前各号に掲げる物品のリース業
42. 前各号に関連する一切の事業その他必要な投資

(本店の所在地)

第3条 本社は、本店を東京都品川区に置く。

(公告方法)

第4条 本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 本会社の発行可能株式総数は580,000千株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 本会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 本会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第8条 本会社の単元未満株式を有する株主（以下、「単元未満株主」という。）は、本会社に対し、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下、「買増し」という。）を請求することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式の数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

(株主名簿管理人)

第10条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(基準日)

第11条 本会社は、毎事業年度末日における株主名簿に記載又は記録された株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、必要あるときは取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

(株式取扱規程)

第12条 本会社の株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第13条 定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合にこれを招集する。

(招集地)

第14条 本会社の株主総会は、東京都区内で開催する。

(招集者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集する。

2 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第16条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

2 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、議決権を行使することのできる他の株主1名にその議決権の行使を委任することができる。この場合には株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに本会社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第20条 本社は、取締役会を置く。

(員数)

第21条 本社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、13名以内とする。

2 本社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、7名以内とする。

(選任)

第22条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

4 本社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査等委員を選任することができる。

(任期)

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(招集通知)

第24条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。取締役会の招集は会日の3日前までに各取締役に対してその通知を発する。ただし、緊急を要するときはその期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、前項にかかわらず招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 本会社は、取締役会の決議事項について取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役及び役付取締役)

第26条 本会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(相談役及び顧問)

第27条 取締役会の決議によって相談役及び顧問を置くことができる。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第28条 本会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役会規則)

第31条 取締役会に関しては、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第32条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第33条 本会社は、監査等委員会を置く。

(招集通知)

第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日より3日前までに発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、前項にかかわらず招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(決議の方法)

第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第36条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規則)

第37条 監査等委員会に関しては、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第38条 本会社は、会計監査人を置く。

(選任)

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第42条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第43条 株主総会の決議によって、毎事業年度末日における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）をすることができる。

2 本会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定により、剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。

(除斥期間)

第44条 期末配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過したときは、本会社はその支払いの義務を免れる。

2 未払いの期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

1 本会社は、第14回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 第14回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

- 1 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
- 3 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

沿 革

(制 定) 2003年9月29日

(改 正) 2004年6月29日 2006年6月29日 2007年6月28日 2009年6月1日
2009年6月26日 2012年6月28日 2014年6月27日 2015年6月26日
2017年6月29日 2022年6月29日